

令和3年5月14日

教育委員会

## 緊急事態宣言発出を受けた県立学校における対応について

岡山県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、5月16日(日)から5月31日(月)までの間、以下のとおり対応することとする。

また、市町村教育委員会に対しても県教育委員会の方針を周知する。

### 1 登校

- ・多くの児童生徒が公共交通機関を利用して通学している学校などにおいて、通学実態に応じて、近隣の学校等との調整を図りながら、時差登校を検討する。

### 2 授業

- ・授業は、感染症対策を十分に行った上で継続する。
- ・学級閉鎖となった場合にオンライン授業に切り替えたり、一部の児童生徒が登校できない状況になった場合に授業配信を行ったりする。

### 3 学校行事等

- ・校外での学校行事や教育活動は、延期又は中止する。
- ・校内で行う運動会や水泳指導など感染リスクの高い行事等は、延期又は中止する。
- ・保護者等を招いて行う行事は、オンライン等で実施するものを除き、延期又は中止する。
- ・外部から講師を招いて行う活動や他校との交流等は、インターネットを介して実施できるよう、方法を検討する。

### 4 部活動

- ・公式な大会等が控えている部以外については、活動を行わない。
- ・公式な大会等が控えている部については、可能な限りの感染症対策を行った上で活動を認めるが、活動時間を長くとも平日では2時間程度、休日は3時間程度とし、練習試合や合宿は行わない。